

議案第78号

日進市一般廃棄物処理施設等整備基金条例の制定について

日進市一般廃棄物処理施設等整備基金条例を別紙のとおり制定する。

平成30年11月30日提出

日進市長 萩野幸三

1 提案理由

この案を提出するのは、日東衛生組合の解散に伴い当該組合の基金を日進市が承継するため、日進市一般廃棄物処理施設等整備基金条例を制定する必要があるからであります。

2 制定内容

基金の積立て、管理、処分等について定める。

日進市一般廃棄物処理施設等整備基金条例

平成 年 月 日
条 例 第 号

(設置)

第1条 一般廃棄物処理施設等の整備及び解体のため、日進市一般廃棄物処理施設等整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(用語の意義)

第2条 この条例において「一般廃棄物処理施設等」とは、し尿処理場（日進市し尿処理場の設置及び管理に関する条例（平成30年日進市条例第 号）第2条に規定するし尿処理場をいう。）及び下水の終末処理場（日進市下水道条例（昭和63年日進町条例第4号）第2条に規定する終末処理場をいう。）をいう。

(積立て)

第3条 基金として積み立てる額は、日進市一般会計歳入歳出予算で定めるところによる。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、日進市一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第7条 市長は、一般廃棄物処理施設等の整備及び解体に必要な経費の財源に充てる必要があると認めるときは、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。